

民間資金等活用事業推進委員会
第2回総合部会

議事録

内閣府

民間資金等活用事業推進室

民間資金等活用事業推進委員会第2回総合部会議事次第

日 時： 平成 16 年 1 月 27 日（火） 16:00～18:00

場 所： 中央合同庁舎 4 号館共用第 3 特別会議室

議 事

（ 1 ）地方公共団体からのヒアリング

・東京都

（説明者）財務局経理部

太田副参事

病院経営本部経営企画部

小室副参事

・市川市

（説明者）企画部企画政策課 P F I 推進担当室

浮ヶ谷室長

教育委員会教育総務部教育施設課

板橋課長

・高知県・高知市病院組合

（説明者）事務局

吉岡次長

（ 2 ）その他

出席者

【委員・専門委員】

山内部会長、前田部会長代理、碓井委員、

卯辰専門委員、小幡専門委員、川村専門委員、中村専門委員、日高専門委員、

三井専門委員、宮本専門委員、美原専門委員、山下専門委員、山代専門委員

【委員・専門委員】

浅野間民間資金等活用事業推進室長、松田参事官、大塚参事官補佐、富井参事官

補佐、丹野参事官補佐

山内部会長 ただいまから民間資金等活用事業推進委員会第2回総合部会を開催させていただきます。

本日は、第1回目のヒアリングでございまして、実際にPFI事業に取り組まれている東京都、市川市、それから高知県・高知市病院組合のご担当者にお越しいただいております。それぞれ関わっておられますPFI事業に関する課題、問題点等につきまして、ご意見を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

効率的にお話を進めるために、説明につきましては、東京都、市川市、高知県・高知市病院組合の順にそれぞれ20分程度ということで行っていただき、その後一括して議論をするということにさせていただきます。

さて、早速でございますけれども、最初に東京都財務局経理部の太田副参事、病院経営本部経営企画部の小室副参事よりご説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

東京都 東京都でございます。本日はお招きいただきましてありがとうございます。

日本のPFIがこれから拡大していくためには、運営主体のPFIが増えていくことが必要だと考えており、東京都においては、先行事例として区部ユースプラザ、多摩地域ユースプラザの2つを一般会計で手がけておりますが、これがまさに運営中心のPFIであります。

そして、同席しております小室副参事が担当しておりますのが、2つの病院のPFIで、これも運営が中心のPFIでございまして、これら4つのPFIの経験を踏まえて、今のPFI法の問題等を時間の許す限り、ピンポイント的に指摘させていただきたいと思っております。

まず1点目が、これは日本経団連の第3次提言と重複しますが、PFIの事業期間を通じた占有許可を取得できるようにしていただきたいということでございます。区部ユースプラザが、都立夢の島公園という公園内にございまして、公園の占有許可期間は都市公園法によって10年と定められておりますが、ユースプラザの事業期間が20年ですので、20年の事業期間の間に1回更新をしなければいけない。もう少し詳細に言いますと2回になります。建設期間中を含めて21年半ぐらいの契約期間でございまして、2回更新がある。

基本的には都立公園に建設するので、更新されないリスクというのはまず考えられないわけではございますが、これがSPCに融資をする金融機関にスプレッド、基準金利にス

ブレードをのせる口実を与えてしまう。つまり銀行に逆にもうけの口実を与えてしまうことになっておりまして、税金を大切に使うためにも、PFIの事業期間をもって、占用許可期間としていただきたい。それが1点目でございます。

2点目は、現に国分寺市のPFI案件で、市議会でもめて、仮契約が正式契約にならないという案件がございます。その理由はSPCの出資企業の1社が指名停止を受けたのですが、その指名停止の影響をSPCに及ぼすか及ぼさないかで議会がもめているという状況になっております。

これについては公正取引委員会の見解では、ここに書いておりますように、「50%以上出資した関連子会社であっても、親会社の指名停止は適用されない」という見解になっておりますが、これはあくまで見解でございますので、はっきりと法律あるいはガイドラインの中で文章化していただきませんと、今後国分寺市のような案件が繰り返される可能性がございます。

通常の建設工事はJVという建設企業共同体を使って行いますが、都議会でもJVの構成企業の中で1社が指名停止等の処分を受けた場合には、入札全部やり直しということになっております。

JVとSPCは法的な性格が全く違うにも関わらず、JVと同じように、指名停止の影響でSPCと契約ができなくなってしまいますと、通常の建設の案件であれば単に入札をやり直せばいいわけですが、PFI事業となりますと、民間事業者にとっても多大な時間とお金がかかり、官側も2度手間になるということで、これはぜひとも避けなければいけない事態だと思います。

3点目は、後ほど若干触れさせていただきますが、事業者選定方式には加算方式と除算方式というのがございます。これからより運営を重視するPFIを拡大していこうというご意向があるとすれば、ぜひ加算方式を標準化していただきたい。除算方式の問題点というのが、一般に言われておりますように「安かろう悪かろう」が高性能で高価格の企業と同じように点数がつきまして、1位になってしまうことがございます。

今後、運営主体のPFIを拡大していくためには、性能を重視した評価をしていかないと、事業者がついてこない。性能面を高く評価するためには、やはり加算方式で価格点と性能点の比率を、例えば1対2とか、1対3とか、性能点をより高く評価する手法を一般的にとっていただかないとまずいのではないかと。除算方式においても、性能点の中で、性能点は基礎点項目と加点項目に分けられまして、基礎点と加点で100点満点ですから、加点

の比率を60点、70点、80点と上げていけば、より性能を重視したことにはなりますが、それでもやはり除算方式の場合には、「安かろう悪かろう」が1位になる可能性が残りますので、加算方式を標準化すべきであるということでございます。

4点目については、後ほど、病院経営本部の小室副参事の方から実務に即して、具体的に申し上げますが、簡単に申し上げますと、昨年3月20日付でPFI関係省庁連絡会議幹事会の申合せとして出されました文書の中に、多段階選抜、そして入札前の協議、落札後の協議について、一定のことが許されることが明らかになったのですが、多段階選抜につきましても、資格審査の際の絞り込みであって、提案審査ではないと理解せざるを得ないこと、また落札後の協議については、表現が「協定締結時に変更が一切許容されないものではない」という二重否定の書きぶりになっておりまして、意味が非常に理解しづらい。

また、「他の競争参加者が当該落札者よりも、より有利な条件や価格を提示することが、明らかに可能となる条件変更」という文章がございますが、これは具体的にどのようなものなのか不明であることなど、実務的にどこまで踏み込んでいいのか、判然としておりません。従いまして、民間事業者の選定及び協定締結手続きに関して、契約当事者間の自由度を増す方向で、この申合せの具体化を図り、柔軟な対応が可能となるように配慮していただきたいと思っております。

紙にまとめましたのは、この4点ですが、あと1点、PFI法上、施設の建設を伴わない、運営だけの事業もPFIであるということをお記していただきたいと思っております。と申しますのは、多摩地域ユースプラザというPFI事業は、事業期間10年でございまして、事業期間終了時には施設はまだ傷んでないでしょうし、さらにその後、都とPFI事業者が合意した場合には、契約を更新して、さらに10年事業をやってもらいたいと考えておりますが、その更新後の10年も、やはりPFI事業であるということをお明確にしないでいただきますと、いろいろと契約の法的性格等でもめる原因にもなりますので、ぜひその点もお願いしたいと思います。

あと、東京都が実際、昨年多摩地域ユースプラザという事業を導入したわけですが、その際、工夫した点について3点、申し上げたいと思っております。

まず、1点目は性能面を重視した総合評価方式を採用したこと。これは先ほどの加算方式の話にもつながるのですが、多摩地域ユースプラザの場合には除算方式を採用した理由といたしましては、ガイドラインにもPFI法にも加算方式と除算方式、どちらをとった方がいいのかということは明確に書いてなかったということもあり、また、加算方式の場

合には、価格点と性能点を1対2にしたらいいか、1対3にしたらいいかというのが明確にならないことから、東京都が勝手に性能面を2倍に見るか、3倍に見るか、なかなか決めかねまして、除算方式でやったわけです。しかし、除算方式の中でも、性能点の中の基礎点と加点の比率を、通常、多摩ユースプラザ以前の案件では、基礎点が70点とか80点とか、非常に基礎点を多く見て、加点項目を20点、30点と非常に低くする案件が大半でしたが、多摩地域ユースプラザの場合には、加点部分を60点にして、基礎点を40点と、加点部分を多めにいたしまして、性能を高く評価して事業者を選びやすくしたという工夫をいたしました。

2つ目の工夫は、入札予定価格をできるだけ高く設定して、事業者が参加しやすいようにしたこと。具体的には、それまでの案件ではPFI-LLCの金額を入札予定価格とした案件がかなりあったのですが、多摩地域ユースプラザの場合には、PSCを予定価格にして入札価格の上限額を上げたことによって、事業者にとって参加しやすくした。その理由としては、バリュー・フォー・マネーを稼ぐには、やはりより多くの入札参加者を得て、競争原理を働かせることが一番であろうと考えたからです。

そして3点目が、三方一両得と東京都では言っておりますが、PFI事業者であるSPC、東京都、そしてSPCに融資する金融機関、この3者がそれぞれ得をする三方一両得の事業スキームを構築して、選定事業者、SPCの経営の安定性、採算性に配慮したということでございます。

具体的にはここに参考資料としておつけした「PFI Q&A 評価基準編」の中に書いてあるのですが、PFIの導入を判断する場合には、とにかく民間事業者の安定性、採算性にも配慮しなければいけません。特に、長期にわたって運営を民間にゆだねるわけでございますから、やはり経営がしっかりしていないことにはだめだということで、その意味でPFI-LLCを積み上げる際に、特にDSCRとか、E-IRRとか、経営の安定性を見る指標を用いて、PFI-LLCを積み上げることで、経営の安定性に配慮いたしました。

この3つの工夫をして、多摩地域ユースプラザの入札を行ったわけですが、結果として、その前年の区部ユースプラザは1社しか参加者ありませんでしたが、5社の参加を得ることができまして、当初見込んだ以上のバリュー・フォー・マネーも得ることができ、この3つの工夫は成功裏に終わったのかなと考えております。

では、次に小室さんの方から。

東京都 東京都の病院経営本部で都立病院におけるPFI事業を担当しております小室と申します。よろしくお願いいたします。

お手元の資料に即しまして、実際の事業に際しての問題点、課題について、今、考えていることをご説明いたします。

都立病院としてのPFI事業は2つございます。1つは多摩広域基幹病院と小児総合医療センターの整備です。これは、老朽化の進む現行の府中病院を建てかえて行う多摩広域基幹病院と、現在3つある小児病院を移転統合してつくる小児総合医療センターとをできるだけ近接地に整備して、お互いの連携協力を図り、相互があたかも1つの病院としてうまく動き、そして総合力を発揮していこうというものです。

もう1つは現在文京区にございます駒込病院ですが、非常に老朽化が進んでおります。ただ、建物の躯体等につきましては、まだ耐用年数等がございますので、内部を全面的に改修して、しかもできるだけ業務の方に影響を出さない形で、全面改修をしていこうという、2つの全く性質の違うものをPFIで進めております。

病院PFI事業のポイントですが、病院PFIでは、建設面よりもその後の運営、病院をいかに運営していくかということが非常に重要かと思われまます。しかも、病院運営に当たりましては、医療を提供する官側、あるいは直営部門の医師ドクターの方と、SPCの方に提供していただきます医療関連業務、これが車の両輪のようにうまくパートナーシップを持って進めていかないと病院というものはうまくいかない。

従いまして、どうパートナーシップを組んでいくSPCを選定していくかというのが非常に重要になるかと思えます。そのためには、我々がどういう病院にしようかということ、まず十分に理解していただくということが重要だと思えます。その上で、その理解のもとに応募していただいた中から、一番質のいい事業者を選んでいくというのがポイントかと思えます。

また、病院事業となりますと、先行事例からもわかるとおり、委託範囲が非常に広いということがございまして、実際に落札というんですか、事業予定者が決まった後でも、さまざまな契約内容等についての調整が出てくるかと思えます。そういったさまざまな調整を行っていくという点が特徴ではないかと思っております。

それで、我々がPFI事業ということで進めている案件は、まだ実施方針の公表等、具体的な作業に至る前の内部的な検討を、アドバイザー等を入れて行っている状況なのですが、ちょっと問題になっている点がお手元の資料の3番になっております。

東京都におきましては、P F I 案件でも、W T O の政府調達協定に係るものについては、総合評価一般競争入札という形で事業者選定を行うことになっておりますが、この入札方式については、以下に掲げているように、2点の問題があるのではないかと考えております。

一つは、あくまでも入札ですので、その公募前の段階で入札予定者の方々との意見交換というのですか、コミュニケーションをとるということが、入札という制度のもとでは、なかなか工夫しにくいと考えている点があります。

また、落札後の契約内容の調整については、その価格固定の範囲内ではできない。この辺については、公募型プロポーザル方式をとっている方が、いろいろな意味で、柔軟性が出るのではないかと考えております。そういう意味では、病院事業のように運営面を重視する事業においては、この選定方式は、なかなかハードルが高い、やや窮屈な面があるのではと考えております。

それに関しまして改善要望ですが、まず1点といたしましては、W T O 案件でも、特に病院事業などソフト面が重視される事業に係るP F I 案件につきましては、公募型プロポーザル方式も事業者選定の方法として認めていただけないか。

また、もし仮にそういったことがなかなか難しいということで、総合評価一般競争入札を行わなくてはならないという場合においても、契約内容等の調整において柔軟に対応できるような配慮や、入札前の事業者との意見交換を何らかの形でうまくできないかとか、そういった点について積極的にご指導いただければと思っております。

特に2番目につきましては、先ほど太田副参事の方からお話がありましたとおり、平成15年3月20日に申合せに関しまして、一定の評価をできる事項が出ていているのですが、まだ、表記等につきまして、理解等不十分なところがございます、その辺につきましては、今、申し上げた点を踏まえまして、積極的に解釈し、ガイドラインなどの形で内容を明確に示していただければありがたいなと考えております。

雑駁ですが以上です。

山内部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、市川市企画部企画政策課P F I 推進担当室の浮ヶ谷室長及び教育委員会教育総務部教育施設課の板橋課長よりご説明をお願いします。どうぞよろしくをお願いします。

市川市 市川市の浮ヶ谷です。お手元の資料をお開きいただきたいのですが、市川市の場合は、行徳地区は人口密集地域の中にあつて、まず中学校の建て替えが当初ございませ

た。

平成6年の耐力度調査の結果、築後41年が経っていて老朽化が激しいということで、中学校と給食室の建て替えが必要であると。それから後になって、少子高齢化の中にあっても、行徳地区においては待機児童が多いことから、その解消。それと老人福祉計画の中においてケアハウス。これらの施設が行徳地区に重点的に整備が求められており、1棟の複合施設として整備していくに当たり、その基本コンセプトや、地域コミュニティの拠点づくりといったコンセプトの実現をPFI手法により民間事業者の創意工夫に求めたということが事業の経緯と概要でございます。

「2 PFI活用の目的」ですが、当初、中学校の建て替えだけだったのですが、財政難がついて回らなくなって、中学校部分につきましては、基本計画までは一応できていたのですが、実施計画の段階で一時中断していたところ、PFIという手法ができ、PFIも視野に入れて検討していくということになりました。PFIを導入することで、ライフサイクルコストの縮減、運営管理の質的な向上が図られるということから、ケアハウスの方もPFIを活用したというところでございます。

それで複合施設を2つのPFI事業に区分して行うことについて、資料の1ページ目の下の方にアンダーラインを引いてありますけれども、新型ケアハウスの整備に関しましては、「PFI導入マニュアル」が既に策定されておりましたので、それに準じたということ。それと、補助金制度といった制約があったということもあります。このほか、事業の特性に応じて、おのこのノウハウ・経験を有する民間事業者を活用した方がより効率的で効果的な整備・運営ができるだろうと考えたということもあります。

次のページを開いていきたいのですが、選定方法は公募型プロポーザル方式をとりました。これは2つの事業を一体として整備を行うことが念頭にありまして、それも含めて総合評価をとるという案もあったのですが、精査している時間的ゆとりがなかった。と申しますのは、この中学校は平成16年の9月開校予定と当初から言明されておりましたところ、学校に入学した生徒が3年間プレハブのまま卒業することはちょっと考えてほしいというPTAなどからの意向もありましたので、事業期間が厳しくなったところで整理がつきにくいところは、とりあえず飛ばしたというのが実情です。

事業方式につきましては、第七中学校PFI事業はBTO方式のサービス購入型です。ケアハウスのPFI事業につきましては、BTO方式の独立採算型をとっております。2ページ目の契約形態の図ですが、一番右のコンソーシアムの代表企業につきましては、大

成建設がとったわけです。P F I法に基づく整備としましては、第七中学校P F I事業の点線の部分、それとケアハウスP F I事業の点線の部分という形で、2つのP F I事業を同時に走らせるにあたって、市川市が条件としてつけたのは、ここでは大成建設、スターツ、上條建設、あと日本設計という形になっておりますが、建設会社と設計会社については、両方とも同じ構成にしてくださいということです。

結果としましては、社会福祉法人は、設計・建設請負契約では、大成建設、スターツ、上條建設、日本設計の方に出していくという形態。それとS P Cである市川七中徳ふれあい施設株式会社については、維持管理委託契約と設計建設請負契約を結んで、2本同時に走らせているというのが特徴的ではないかと考えております。

それと施設の貸与形態ですが、ケアハウス・デイサービスセンターにつきましては、土地の部分についてはP F I法に基づき、行政財産のまま無償貸与というのを想定しております。施設については、普通財産にして有償貸与としております。要は施設整備費を15年ないし20年をかけて回収していくという形をとっております。ですから、施設建設の整備費については、20年たった段階で市の負担はないという形になっております。

保育所につきましては、土地については行政財産のまま、自治法上に則って無償貸与する。施設は普通財産にして無償貸与する。これは両方とも厚労省との関係がありますので、施設とそれから土地の借用形態については、同じ方法をとっていかうというところが、苦慮したところでもあります。

それと補助金の受給、これは学校部分については施設整備費のうち、補助対象事業費については施設譲渡年度に一括して支払う。その残りがプロジェクトファイナンスという形で支払われるものです。保育所とケアハウス・デイサービスセンターについては、施設整備費の全額を施設譲渡年度に一括して支払う。これが補助金受給の条件になっておりますので、こういう形態をとらざるを得ない。ですから、ケアハウス・デイサービスセンターについては、プロジェクトファイナンスは一切使っていないという形になります。

留意点に入りますけれども、2つのP F I事業を同時進行で整備等を行うために、市川市独自の応募条件をつけたということです。これは先ほどお話ししましたとおり、共通の建設企業等を構成員としなさいということです。

3ページ目の(2)にあります。特定事業選定に際しましては、屋上緑化費用と既存杭の引き抜きについては参考提示という形で提案させまして、本体事業の提案額から除いてあります。その理由としては、屋上緑化の形態については、基本コンセプトである「ふ

れあい・交流」を十分に生かしたものを期待したため価格帯にかなり幅が出てしまうということ。既存杭の引き抜きは、建て方によって、差が出る。であれば、除外して、もとのところで競ってもらおうというところがありました。

(3)ですけれども、2つの事業で行いましたので、学識者で構成する民間事業者選定審査会では2つのPFI事業を別々に審査評価してもらいました。それで各々のPFI事業の評価結果は、採点結果のみPFI事業ごとに市に報告をしていただきました。市はその結果を合計しまして、コンソーシアム単位にまとめて除算方式であるコストパフォーマンスに求めて最優先交渉権者を選定したという形にしております。

複合施設であるため、保育所、ケアハウス・デイサービスセンターの維持管理費については、応分の費用負担、1戸建てであれば、当然、光熱費等は低くなっていきますので、そういうところは応分の負担というところを維持管理費の中でやっていくという形をとっております。

それと特定事業契約第5条の中に、「SPCは建設期間中の所有権を原始的に所有する」と入れ、不動産取得税が課されないよう、工夫をしたというのが特徴としていえると思います。これは地方税法上の解釈で、SPCは課されないという回答を県税事務所の方からいただいております。また、建築確認等の申請に係る費用についても、無料とすることで、庁内合意はとったところです。

それと(6)、本事業の基本コンセプトの実現に向けて、特定事業契約の中に「市川七中行徳ふれあい施設連絡会議」への参加や補助を義務づけた規定を設けてあるということです。2つの事業は別々の事業契約になるのですが、お互いが協力しなさい。建設設計については、一緒に提出しなさいといった規定を設けてあるのが、先例に比べると特異な契約形態条文になっている感じがします。

(7)ですが、所有権移転後、SPCに大規模修繕計画を毎年提出してもらう規定を設けてあります。これは修繕費の積み立てをするのではなくて、指摘された修繕計画に基づいて、指摘された箇所を修繕しなかった場合は、当然その箇所についてもモニタリングが入りますので、そのモニタリングリスクは市が負う。要は市の責任ですという形でリスク分担を明確にしたというところがあります。

(8)の施設整備費に関するファイナンスにかかる利息については、いろいろ意見が庁内的にも出たのですが、事業契約の仮契約時点を基準日として利率を設定しております。

そういったところが2つのPFI事業を1つの事業として有機的に結びつけていくのに

苦慮した、もしくは留意したところであります。

課題等ですけれども、学校単体ではPFIの趣旨等が十分に生かされない。これは先ほどお話ししましたように、補助対象事業費が一括して支払われるため、財政の平準化にはならないのではないかとということ。

(2)で、この事業は極めて複合性が高い事業であるということ、それから2つのPFI事業とは別途、保育所運営事業者と使用貸借契約を締結して運営を委託する。あと複合施設全体の管理はSPCが統括しますが、市及び関係者で分担して各施設の運営等を行うことから、今後の運営段階において、公募段階で想定したとおりの事業間の連携とか、市と民間事業者とのパートナーシップの充実等を維持していくことが課題となっているところでもあります。この点に関しましては、特定事業契約の中で協力とか義務に努める旨を規定してありまして、有機的に協力しなさいと言っていますが、市や事業者の負担とならずに、こういうふれあい連携という運営事業が行っていきけるのかというところが、現段階では見えないところでもあります。

(3)ですが、市内業者の育成ということを、現在、財政当局の方は図っておりますが、市内業者をいかにしたら取り込めるのかというところが、課題になっているところでもあります。要は、大手ゼネコンに持っていかれるのではないのかという危惧が多分にされているところでもあります。この点について、議会説明では、PFIの趣旨を踏まえ、「地域貢献の考え方」にどういうポイントを入れていくのか現在検討していると回答をしているところです。

コンソーシアムの組成がゼネコン主体のものが多くて、比較的小規模な企業によるコンソーシアムが組成しにくい環境にあるのではないかと。これは(4)の中段以降で書いてありますが、要は落選しても費用の弁済がされる仕組み、民民の中で1勝2敗とかよく言われますけれども、そうなったときに耐えられるのか。これは民民の中で、そういう仕組みができていけば、当然手を挙げる企業が多くなる。そうすると、当然市から公募を出したときに、競争性が一層発揮されるのではないかとという考えです。こういう弁済の仕組みがあってもいいのかなということで、一応書きました。

(5)として、PFIに係る公租公課のうち、事業方式がBOTと独立採算型を除くBOTのものについては、不動産取得税を非課税とすることが明文化できないかというお願いです。BOTの場合は、地方税法上の解釈だけになっておりますけれども、PFI案件ごとに県税事務所ないし関係諸機関の方と協議は前提としていただきたいといわれており

ます。

BOTの場合についても、事業期間終了後は公共の所有に移転され、独立採算型を除く形態であれば、公共が不動産取得税相当額をサービス購入料として支払う場合も想定されると思いますので、複雑になるかもしれませんが、非課税扱いという形で考えられないのかなというところです。

SPCの設立に当たりましては、特に問題になったのが、社会福祉法人が参加しにくい傾向にあるということです。仮に参加しても、他のSPC構成員との関係で、SPC設立に係る費用とか、その他の諸経費等、運営後においても配当や、応分の負担といった、分担の割合とかはどうなるのかということが若干心配されるところです。この点については、社会福祉法の25条で公益事業と収益事業の規定により、SPCに出資することは難しいのではないかなと感じているところです。

このほかに、市川市はもう1本、余熱利用施設のPFI事業を抱えておりまして、その中で法律的に問題になったものがあります。それは都市計画法の29条の中で、開発行為の許可というものがあります。市街化調整区域に開発する場合にあって、国、県、市町村、第3セクター、については開発行為許可が不要と明文化されておりますけれども、ここにPFI事業者というものが入っておりません。

ですから、今回、市川市の余熱利用施設の場合は、県の建築審査会に諮っております。そういう手続き、建築審査会に出す提出資料などが簡素化されるためには、法律で、例えばPFI法に基づく事業者を許可不要の中に入れるなどしていただければ、費用の面からも簡素化されるのではないかなと感じております。

以上です。よろしく申し上げます。

山内部会長 どうもありがとうございました。

続きまして、高知県・高知市病院組合事務局の吉岡次長よりご説明をお願いいたします。よろしく申し上げます。

高知県・高知市病院組合 高知県・高知市病院組合でございます。私どもが進めております高知医療センター整備運営事業は既に、昨年12月8日に契約をいたしております。資料が項目だけになっており、非常に恐縮でございますけれども、資料に基づきましてご報告、ご説明申し上げます。

まず、整備運営事業の概要でございます。高知県の医療につきましては、高知県立中央病院と高知市立市民病院がリードしてきたわけですが、この2つの病院がともに建

てかえ時期を迎えたということで、それならいっそのこと統合して、新たな高機能の病院を設立したらどうかということで、私ども病院組合が設立されて、事業がスタートしたということでございます。この病院は、高知医療センターというわけですが、医療の中心は患者さんという基本理念のもとに、医療の質の向上、患者サービスの向上を図る。それとあわせて、病院経営の効率化というものを目指すということにしております。

施設の概要でございますけれども、病床数が 648、一般病床が 590ということでございます。高知県というのは、大きな病院が少なく、これは高知医科大学の付属病院を抜いて、県下 1 の規模の病院になるというところでございます。

2 番の整備運営事業の経緯でございます。県立の中央病院、基幹病院と中核市であります高知市の市立病院、その統合というのは全国初めての取り組みということでございますけれども、そういう選択肢が生まれたもとのつきましては、高知県の医療の現状というものがございます。私どもの県につきましては、東西に長くて、林野が非常に大きいという特性から、人口につきましても高知市に非常に一極集中しております。医療資源につきましても、高知市の周辺に極端な集中がある。その反面、その他の地域につきましては、極端な医療過疎、人口の高齢化とかいったことがありまして、その周辺地域の医療に対する支援を行う病院が、どうしても必要とされておりました。

あわせて、中央地域である高知市周辺は全国 1 ベッド数が過剰な地域でございますけれども、中小の病院が多いということで、質的な面では立ち後れが課題として指摘されておりました。高機能病院がどうしても必要とされるという事情がありました。そんな中で、県下の医療を曲がりなりにもリードしてきた県立、市立の病院がそれぞれ単独で整備するということになりますと、やはり 350床といった病院規模ではどうも限界があるということで、統合という選択肢が浮かび上がったということでございます。

それと全国の自治体病院につきましては、多くが赤字経営にあえいでおるところでございます。私どもも例外ではございません。赤字体質からの脱却ということが、大きな経営課題として議会を中心として指摘をされておりました。そんな中で、病院統合が平成 9 年度末に正式に決定をいたしまして、私ども病院組合が平成 10 年 11 月に自治法に基づきます一部事務組合としてスタートしたということでございます。

2 ページは、P F I 事業の経過でございます。今、申し上げましたように、医療センターの健全経営は、県、市、それから私ども病院組合にとりまして、いわば至上命題となっております。そのため、先ほどの病院の理念の 1 つに経営効率化というのをうたって、決

意を示しておるといところでございますが、組合が発足し、病院事業の基本計画を策定するという当初から、アウトソーシングできるものはすべてやるという考え方を貫いておりまして、計画検討の進捗の途上でP F Iの導入が究極のアウトソーシングではないかということで浮上しまして、知事、市長に協議の上、導入に着手したところでございます。

その後は、平成13年2月に実施方針を策定、9月に特定事業選定・公表を行いまして、11月から公募型プロポーザル方式によりまして1次募集、翌年3月の2次募集を経まして、7月に審査委員会で最優秀提案事業者を選定しました。それを受けて、8月には病院組合としまして当該事業者を優先交渉権者として選定した上で、契約交渉が行われて、12月8日に最終契約にこぎつけたという経過になっております。

次のページをお願いいたします。契約の概要でございます。契約の相手方は、株式会社オリックスを代表とする企業グループからなります株式会社高知医療ピーエフアイでございます。契約期間は30年。契約金額総額は2,132億円という、私どもにとりましても、とてつもない額となっております。

契約対象業務につきましては、施設整備、維持管理がございます。それからウ、エとございますけれども、医療関連サービス、それから医療法に基づきます政令8業務といわれるもので、病院の根幹であります医療、診療機能と密接にかかわり、医療の質の確保に欠かせない業務ということで、8業務が指定されておりますが、これらの業務につきまして、これまではそれぞれ定型的な仕様書によりまして単年度ごとの業務委託契約でやるという形になっておりましたものを、責任あるS P Cの主体的なマネジメントのもとで包括的に実施をいただくということで、病院組合の担う医療の質的な向上に寄与をいただくということでございます。

その他医療関連サービスにつきましても、政令8業務ほどではございませんけれども、それぞれ医療、診療について病院組合の担う自治体病院としての責務をサポートする周辺業務ということになります。

その他の業務としましては、独立採算業務等でございます。

次のページ、事業の現在の状況でございます。まず、施設整備の関係でございますけれども、病院本館工事につきましては、平成14年12月8日に着工いたしまして、昨年末で39%の進捗ということになっており、工期はタイトでございますけれども、おおむね順調に進んでおります。

この病院は来年3月、17年3月1日に開院ということになっておりますが、職員宿舎等

の施設につきましても、昨年の11月13日に着工しておりまして、ハード面の整備につきましても、ほぼめどが立ちつつあるというところでございます。

一方、ソフト面の維持管理、運営各業務でございますけれども、各業務をSPCから受注する企業、協力企業と定義しておりますけれども、昨年7月以降、順次募集を行いまして、決定をされつつあるというところでございます。それから協力企業について、仕事を請ける企業の選定も順次行っておるというところでございます。

ソフト面につきまして、事業の運営の中で、特に医療関連サービス業務の実施につきましても、事業者の選定過程では、要求水準書によりまして、公共の求めるサービスの性能を提示いたしまして、具体的な提案を求めるといった形をとりましたので、契約ができた段階では具体的な業務仕様は、開院に向けて要求水準に沿って、双方で詰めを行うということとしておりました。現在、業務運営契約計画書としまして、全業務のアウトラインがまとまりつつある段階でございます。今後仕様書や作業マニュアルが詳細につくられていくということになります。この作業というのは、実際に非常に大変な作業で進んでおります。

それから各業務が病院の求める要求水準を満たし続けておるか、あるいはさらに高い水準のサービスが達成されるように、という目的からモニタリングを導入することにいたしております。病院側が日常定期、随時のモニタリングを行い、SPCのマネジメントのもとに提供されるサービスの質をチェックすることによりまして、業務の質の維持向上を図るといった目的でございます。ここにつきましても、契約段階では、モニタリングの項目、実施方法、あるいは評価の仕組みなどにつきましての基本的な考え方を、基本契約書という形でSPCにお示しをしておいたわけですが、現在詳細なモニタリング実施計画書の策定に向けて作業が進んでおります。しかしながら、これも先ほどと同じように非常に大変な作業でございます。

それからITに関しましては、最近電子カルテを中心とした医療の統合情報システムが一般的になってきておりますけれども、それを医療センターにつきましても導入をすることにしております。これはPFI事業と別個に事業者選定をいたしました。ITにつきましても、PFI事業本体の契約にやや遅れまして、昨年3月に開発関係、保守管理、運営、その他の契約を締結いたしまして、現在開発が進んでおるところでございます。

それから6番目、PFI事業化に関しての主な課題でございます。私どもがこのPFI事業に取り組む中で、課題となりましたことが幾つかございます。もちろん未経験であり

ましたし、知識も浅い私ども病院組合といたしましては、アドバイザーのご支援をいただきつつ、試行錯誤しながら進めてきた事業でございますので、ここに掲げてあるほかにも、いろいろなハードル、課題があったわけでありませけれども、幾つか挙げてみたところがあります。

まず、私ども事業主体の性格でございます。これは課題ということから少しずれるかもわかりませんが、PFIを進めるに当たりまして、さまざまな功罪を痛感した特性でございます。私どもは先ほど申し上げましたとおり、地方自治法に基づきまして、高知県と高知市が設立をいたしました特別地方公共団体の一部事務組合ということでございます。その所管する事務が高知医療センターの整備運営という事業に特化している。それ以外の組織や運営に関する事項につきましては、全て県や市町村と同じ法制度のもとにあるという性格でございます。

一方、私ども病院組合は、今、申し上げました県と市の対等合意のもとに設立されておるということでございまして、まだ営業始めておりませんので、自主財源がございません。従いまして、何をやるにつけても、この2つの団体の執行機関、それから議会のご意向を伺わなければならないというところがございます。組合としても、組合の議会を持っておりますので、3つの自治体の議会、それから執行機関のご承認をいただくということで、非常に事務に手がかかるということがございました。

相反するわけですけれども、逆に一方手が足りるといいますか、入念にチェックが入るというメリットもございます。病院組合の議会の理解をいただくことは、大前提となるわけですけれども、私ども病院組合の議会につきましては、県、市議会各8名で構成されておりますが、PFIを最初に打ち上げた段階では、なかなかご理解いただけませんでした。結果的に実施方針の策定前後から契約まで、約20カ月間かかったわけですけれども、その間に、定例議会、臨時議会、あるいは議会の議員全員協議会を設けておるんですが、それを合わせて24回の会議をお願いして、ご理解いただいたということでございます。なかなかこうした対応は、少なくとも私ども地方の高知県や通常の普通自治体、市町村、県では難しいのではないかと考えております。

もう1つ、一部事務組合ということにつきまして、PFI事業者サイドから、実施方針の公表の段階から最終2次募集までの間に、一部事務組合に事業の執行権限はあるのかという疑問が終始一貫寄せられました。それから県・市からの債務保証を確約せよといった要請がありまして、特に契約締結後に融資銀行団との直接協定もございましたが、その中

ではさまざまな議論がありました。先ほども言いましたように、一部事務組合につきましては、特定目的を行うという以外、地方公共団体と何ら変わるものではありません。むしろメリットがあるということからしますと、一部事務組合によるPFIが、今後円滑に進んでいけばいいなと思っております。

それから、事業のあり方につきまして、簡単に申し上げますと、公募型プロポーザル方式で事業者選定をすることといたしましたけれども、やはり議論はありました。病院事業につきましては、対象業務が幅広い、ふくそうしておるということで、なかなか総合評価一般競争入札にはなじみにくいという判断でございます。

それから、病院本体につきまして、私どもの事業は、PFI法の施行前からの取り組みでございました。PFIの検討に入りました段階では、基本設計が完了し、実施設計に入っておったということがございました。民間の創意工夫を最大限に活用するという考え方からしますと、やり直すということも選択肢として考えられましたけれども、税金を使っているということからしますと、なかなかそこまでいかないということで、設計仕様につきましては、公共側の提示によるという条件づけといたしました。

結果的にはVFMも得られたと思っておりますし、医療という公共側の業務が主にほとんどの部分で展開される施設でありますし、医療機器設備などが複雑に絡み合って建設されているという病院施設の特性からしますと、必ずしも設計からゆだねる必要もないかなと思うところでございます。

それから3番目にITの契約につきましては、非常に技術革新の Spann が短い分野ということで、これはPFIの本体契約とは別の契約としまして、6年ごとに更新するという形をいたしました。

それから、地方ならではの課題ということで、PFIと地域社会経済との関連について、地元企業あるいは地元の雇用、地元の資機材、製品の調達ということを非常に議会から求められました。そういった中で、この事業を進めていく中では、この事業に参画希望しようとする県内事業者から、手を挙げていただいて、それを病院組合の方で登録をいたしまして、こういった希望業種、希望企業がありますという情報提供をすることで、個々の事業の実施業者を決定する際の参考資料としていただくという取り組みを行いました。

事業者の選考に当たりましては、地元社会経済への貢献に対する提案を求めまして、審査対象といたしました。あわせて、優先交渉権者として契約交渉をスタートさせる際には、提案グループの代表者から具体的な地元貢献策を含む内容を表明書として提出いただきま

して、P F I事業契約書の付属書類としました。現在まで、この表明書に基づきまして、可能な限りの地元貢献の履行ということを病院組合として継続的に要請をしているところでございます。

P F Iの本旨から外れるかも分かりませんが、自治体としましては、喫緊の課題でありますので、こういった形をとりましたが、それなりの実効は上がっており受け止めております。

それから、その他といたしまして、2番目のS P Cのマネジメント力につきまして申し上げたいと思います。この事業につきましては、医療行為、医療コアとっておりますけれども、医療行為以外の広範な業務を長期包括契約によりS P Cに担当してもらうことになるわけですが、実際の各業務は、それぞれS P Cから発注された協力企業が担うということでありまして。それらの各企業にこれまでの個別の仕様書発注による業務委託契約と、どのように違うのかということ、どれだけ徹底しながら、その要求水準をクリアしていくか。業務の質的な向上がP F Iならではの形で図られていくのかということにつきましては、そのS P Cのマネジメント力が非常に問われておると感じております。

特に、医療関係の業務は、専門性がすごく特化した特異な領域でございます。S P Cにマネジメント一般のノウハウはありましても、なかなかこの業務につきましては、十分に知悉した上で、S P Cが空洞化する形でなく、マネジメントがやっていけるのかどうかということにつきまして、現在、業務の仕様書をつくったりしておりますけれども、S P Cのマネジメント力の求心性が十分発揮し続けられるかどうかにつきまして、S P Cに努力精進を求めていかなければならないと思っております。

非常に雑駁であります、以上でございます。

山内部長 どうもありがとうございました。

東京都、市川市、それから高知県・高知市病院組合にご説明いただきましたが、今のご説明を踏まえまして議論に入りたいと思います。一括して議論ということですので、どなた様でも、ご発言者でも結構ですので、ご発言になる方はよろしくお願ひしたいと思います。いかがでございましょうか。どうぞ、Aさん。

A委員 東京都さんに2つお尋ねしたいんですが、1つは指名停止のお話があったんですけども、私の理解では指名停止の基準をどうつくるかというのは、地方公共団体の場合には、個々の地方公共団体でやっておられることで、国にとやかく左右されることではない。国でもいろいろな方針を出していますから、事実上そういうのを参考にしておられ

ると思いますが、東京都さんがどこまでの範囲で指名停止に及ぼすかというのは、合理的な範囲でご自由にできることなのではないかというのが、私のお聞きしたい1つのことです。国の場合ですと、例えば国土交通省ですと、本省の方針が地方整備局に及ぶとか、あるいはもっと全体をつかさどる財務省の方針が全省庁に及ぶという問題があるかもしれませんが、地方公共団体はそういう意味の拘束力はないのではないかなと思います。

第2点は、これはお話がなかったのに質問するので大変恐縮ですが、ほかのところで言及されていたこととの関係で、地方税についてですが、大変幸いなことに東京都さんは不動産取得税も固定資産税も課税できる立場にありますよね。PFI事業を推進するという観点からいきますと、事業者の負担を軽減した方がいいというお考えも当然あると思うんですが、内部的に東京都の主税局さんの方に、例えば現在東京都では非住宅用地についての軽減を、減免措置を活用して大幅にやってらっしゃると思いますが、そういう大きな減免さえやっている東京都さんですから、PFI事業に限定して、国の事業も含めて東京都の中で行われるものについては、不動産取得税を減免するとか、固定資産税について、区部についても固定資産税を課税していると思いますから、固定資産税の減免措置をとって欲しいということを実内部的に主税局さんの方に要望しておられるという事情がないかどうか、ご質問させていただきます。

東京都 指名停止の件はおっしゃられるように、自治体独自に、特に契約締結権者である財務局として判断できるんですが、今後のPFI事業の発展ということを考えますと、民間事業者にとっても、すべての自治体、国が一貫した扱いをすべきであろうと思います。東京都は確かに自分で判断して、今、考え方を整理して、当然SPCには指名ペナルティが及ばないようにしようと動いておりますけれども、全国的にやっていただかないと、事業者の方が安心してPFIに参加できないと思うんですね。入札が全部やり直しになりますと、民間事業者の負担はすごいものになりますので、そういう意味で、ガイドラインが何かで、国の考えを示していただいた方がいいということで、要望しました。

2点目の件についても、特段内部で税金について、議論しているわけではございませんが、これは民間事業者さんも当然おっしゃるでしょうし、あえて東京都が言わなくても、ほかのところのヒアリングでこの声は出てくるだろうということで書いておりません。

B 専門委員 指名停止の件でちょっとお尋ねしたいんですが、普通は、PFI以外の工事案件等で指名停止を受けますと、当然、大きな事業であれば、議会案件になります。そうした場合に議会が通らないという恐れが出ます。PFIとしても、指名停止を受けた企

業が例えば事業団の中に入っていると、議会から相当議論が出てくるのではないかなという懸念がございますが、どうお考えでしょうか。

東京都 そういう懸念があるから、なおさらガイドライン等で、国もこう言っているからというのが、議会に対する説明になりますので、やっぱり議会に対して説得力持ってSPCはJVと違うんだ。JVの場合には契約が当然やり直しになりますけれども、SPCの場合には、別人格だ。別の法人格を持ったものですから、当然出資企業の一部、1社なり2社がペナルティを受けたとしても、それがSPCに及ぶことはないんだ。これは国のガイドラインにもこう書いてあると言いたいというのが、我々の本音です。

B 専門委員 少し議論させていただきたいと思うんですが、指名停止を受けるということは、社会的に制裁を加えられたということでございます。そうした企業が仮に親企業であったとしても、県民、都民に対して説明がつきにくいと思うんですね。PFIはご案内のように20年、30年でやっているわけですね。そうした企業が果たしてどうなのかという議論になった場合に、もしも国でガイドラインをつくっていただき、それを受けて地方自治体がもう一度判断するとき、まったく逆の動きが出るのではないかな。むしろ現状のまま、各自治体が判断をしていけばいいのではないかと私どもは思っているんですが。

C 専門委員 東京都ばかりをお伺いして申し訳ございませんが、ちょっとお聞きしたいのは、平成15年3月20日付のこの申合せ事項ですけれども、いろいろな自治体の方にお聞きしたら、これでは実務的に使えない。はっきりおっしゃっていただきたいのは、行政実務を知らない方々が、会計法の結論からこうあるべきと言っているけれども、実際に自治体に落としてみれば、この考えだと実務上無理があるという声が多いわけです。特に事前絞り込みと判断基準の問題ですね。制度経済実態というのは、本当に違うのかどうかというのを知りたい。

それをはっきりとしたご意見をお聞きしたいということが1点と、もう1点は、病院のケースのいわゆる公募型プロポーザル方式の適用ですが、問題はいわゆる随意契約要件、すなわち特例政令と地方自治法上の随意契約要件の差、これを問題にされているのか、あるいは別途新しい、例えば欧州などが考えている競争的交渉手続きみたいな新しい入札のあり方を制度上位置づけた方が適切なのか。どちらのお考えを東京都さんはご志向されているのでしょうか。ぜひともご参考までにお聞きしたい。

東京都 ご質問の趣旨がなかなか格調高いものがありまして、それに的確にお答えできるかどうかというところですが、まず答えやすい方からということで、後者ですが、これ

は今おっしゃられたような特殊な形も、もし認めていただける方向でいろいろ議論が高まってくれば、そういった選択肢も欲しいなと思っております。

というのは、今、我々はまだ実施方針も出す前の段階で、アドバイザーといろいろブレーストーミング的に話し合いながらやっている。ただ、今の選択できる制度は窮屈過ぎる。とりわけ病院事業をPFIでやっていくということでは、窮屈を通り越して、この方式でどう工夫して、どうやっていこうかというところで、絶えず意見交換が煮詰まってしまふということもあると思います。

ですので、それを打破するために、まず簡易な方法からすれば、例の特例政令のところ、WTO案件でも公募型プロポーザル方式は認められないかなというのが、いわゆる簡単なやり口です。

もう1つとしては、今、先生の方でおっしゃったように、さらに進んだやり方というのを取り入れていくのが、次の選択肢ですね。そういったものもできるんでしたら、いいんじゃないかという意見もありまして、今、内部で意見交換をしております。ただ、まだ成案ということまでには至っておりません。

それと例の申合せ事項ですが、実務的にどこまで踏み込んだ形でやっていいのかというところが、議論の分かれているところです。我々としては、今、作業を進めている中で、時間的制約もございますので、ある意味では我々の判断で、現行の法令等で解釈をした上で、一歩踏み込んだ形での事業展開をせざるを得ないのではないかと考えておりますが、できればこちらに掲げている事項で、例えば先ほど文言等で二重否定的というところもございましたが、そういったところについて、より一層明確に、いま一歩、我々の解釈が得られるような表現、あるいは記載事項にさせていただきたいという思いは持っております。

D 専門委員 まず東京都さんの件ですが、私、民間事業者の立場で委員会に参加させていただいておるわけですけど、民間の方で常に問題視をしている非常に重要な問題を積極的に指摘していただき、大変ありがたいと思っております。

特に入札プロセスについては、我々選ばれる立場の民間としても、十分な説明をした上で、例えば優先交渉権者という立場で、きちっとテーブルについた上で、クラリフィケーションをし、内容の説明をし、あるいは内容と価格というのは当然関係をしているわけですから、内容でやりとりで変わったところには、当然価格は反映されてくることもあるでしょうし、そういったことも含めて選定化されませんと、発注者の方にとっても本当に欲しい、バリュー・フォー・マネーはお買い得という意味に理解しておりますけれども、本

当にお買い得のものが買えないのではないかと常日ごろ思っておりましたが、なかなか行政の方々に必ずしもおわかりいただけないようなところもあったわけですが、病院という例が再三、私もその辺の話をするときは、やはり病院みたいな案件については、特に一般競争入札ではほぼ不可能ではないかということをお願いしておりましたが、そういう点で非常に我々の民間側の考えと共通するということで、改めて認識をさせていただきました。

ご質問というか、教えていただきたいのは、この話と別ですが、東京都さんの場合は、PFIとはっきり銘打ってない、例えば南青山の住宅の開発等の案件をやらせておられます。他の地方都市等でも、PFI的と称しているものがある程度あって、それには的と言ったり、あるいは実際はかなり無理してPFIに仕組んでいるケースもあるのではないかと思います。東京都さんの場合は、逆にPFIとは絶対おっしゃってないんですが、そのプロセスを見てみると、実施方針、募集要項の公表など、かなりPFIに沿ったやり方をやらせておられる。

的が必ずしも悪いわけではないんですが、的ということで、肝心の公明性、透明性の担保とか競争性というところは何となくぼけてしまうのが、むしろ問題だろうと思うのですが、その辺は何かはっきりとしたポリシーでおやりになっているのか、わかる範囲でお教えいただければと思います。

東京都 PFI的手法を使っている最大の理由は、WTOで総合評価一般競争入札が義務づけられていることです。公募型プロポーザル方式で随意契約をやった方がよりよいものが調達できる場合等については、積極的にPFI的手法で、プロセスは公平性、透明性を担保する意味でPFI法に則った手続きをとりますけれども、随意契約で、PFI的手法を導入していきたいと考えております。

D 専門委員 ありがとうございます。ぜひそういった流れでお願いいただければと思います。

それから、多少細かい話になりますが、市川市さんの資料の4ページのところのお話で、落選者への対応のお話がありましたね。民民ベースの仕組みで費用が弁済されるような仕組みがあればと、書いてありますが、民民ベースの仕組みというのは、具体的にどういうことをお考えになっていらっしゃいますか。

市川市 例えば、公共がやった場合、助成方式ということも1つ考えられると思います。ただ、単にこれだけをねらってくる企業というのも出る可能性としてはあります。であれ

ば、1つの例ですけれども、例えば基金といった形で各企業が出し合って、その中で落ちたところに、例えば、コンソーシアムの中では設計会社に負担がかかると思います。設計にかかわったうちの一部を負担するよという形になれば、より程度の高い提案内容が期待できるのではないかと、という考え方です。

D 専門委員 市川市さんの案件だけではなく、全国的にそういうものがあるというよ
うな、現実にはなかなか難しいのかもしれませんが。イメージとしてはそんなことでございま
す。わかりました。

それからもう1つ、ファイナンスについて、仮締結時点を基準日として利率を設定し、
その後の管理運営が開始されるまでの期間の金利上昇リスクを民間事業者が負うことにし
たとあるんですが、これは実は昨年来、継続的に契約ガイドラインの打ち合わせをさせて
いただいた中でも、基準金利の設定日というのはかなり問題になりまして、とにかく実際
にファイナンスを実行するに近いところで決めるのが、双方にとって最もリスクがないと
我々は理解しておりますし、そういう考え方もあるよということを契約ガイドラインに載
せさせていただいたわけです。この辺については、結果としてこれでやっておられるんで、
それはそれでよろしいんだとは思いますが、何かこれでよかったとか、いやまずかった
とか、あるいは事業者の方から非常に問題が出たなどということはございませんでした
でしょうか。

市川市 基準金利をいつ設定するのかという議論はありましたが、結論から言いますと、
特に問題ありませんでした。結果的に、契約締結時、仮契約のときに設定しても、どちら
かがリスクを負うわけですし、工事完工後、事業開始のときに設定しても、そのときにど
ちらかがリスクを負う。結果としては同じではないかということで判断しました。

D 専門委員 契約の時期が去年だと思えますけれども、時期的にたまたま非常に低金利
が続いている事態でありましたが、まだ運営は開始されていないですね。ですから、まだ
しばらくこの状態が続くわけですが。ここで急激に金利が上昇すると、それはもう事業者
の方が負うということになりますね。

市川市 はい。但し、市川の場合は、当初は7年間ですけれども、15年間の事業期間の
中に、要は2回金利の見直しをしようという形にしました。事業者は、その辺の金利リス
クを酌んだ上で応募されてきたと、一応理解しています。

D 専門委員 高知県・高知市病院組合さんにお伺いしたいのですが、最後の方で地元企
業とのお話がございましたよね。これは地方の場合は常に話題になるところですが、今回

地元企業の情報提供をされたのは、私ども理解しておりますけれども、これは地元企業の方で、協力企業の下で実際に仕事をしたいという方の登録をされたと思いますが、実際の効果としてはいかがなものでしょうか。この事業はオリックスさんがやっておられると思いますけれども、東京からはるばるというケースも現実には非常に少ないと思いますから、かなりのものが地元の方におやりいただかなければいけないと思います。この登録ということは、1つのアイデアだと思うんですけれども、効果はどんなものであったでしょう。

高知県・高知市病院組合 最初の段階で、実は高知医療センターの運営事業に地元を活用せよという議会決議が、高知県議会、市議会ともになされていました。そんな中で、何らかの実効を担保するというので、アドバイザーにもご支援いただいて、苦肉の策として出したものの1つが審査の中に入れるということと登録制度を適用するということだったんですけれども、効果はあったと思っています。

1つには登録制度をとって、公共側が地元企業の活用であるとか、雇用をそれほど重視しておるんだということ、応募者側はすべてかなり真剣には受け止めてくれまして、それが各提案に反映されました。オリックスグループが1位になって、優先交渉権者になったんですけれども、オリックスが地元貢献の点は一番悪かったです。そんな中で、それではとても県民市民に理解いただけないということで、表明書を出していただきました。結果的に、その表明書が第2段階に相手方に対するSPC側の受け止めということにプラスに作用したように思っています。

ハードの部分につきましては、当初から専門家の方も言われてましたけれども、地元を活用するという点については、JVなどの一定のルール化はできておるから、ハードの方は余り心配ないのではないかとということで、完全に満足はいただけていませんけれども、ハード面については十分だったと思って受け止めております。

ただ、ソフトの部分につきましては、特に私どもの場合、医療関係でございますので、大手というか特定の事業者、こういった大規模の病院で、例えば検査をやる企業であるとか、医療事務をやる企業というのは、全国でもほとんど指を折ったらわかるような感じになってます。ですから、一次的な協力企業ということではなく、二次的な下請けであるとか、これは医療法政令業務については難しいんですけれども、そこから請ける業務ですとか、あるいはJV方式でやると、雇用面に入ってっておりますので、一定の評価はいただいておりますし、私どもも一定のメリットはあったなと思っております。

E 専門委員 市川市さんにお聞きしたいんですけれども、主にご説明いただいた話では

なくて、最後に余熱の話がございましたね。特に都市計画決定といいますか、開発審査に引かかったということだったのですが、その開発審査に出るのはどの段階で出されるのかということです。事業の概要が決まった段階で出すわけにはいかないと思いますから、ある程度施設の設計ができた段階でしか出せなかったと思うんですけれども、その段階でいけば、逆に民間の事業者からすれば、開発審査会で落ちることがあるのかどうかというのは、一種のリスクであるのは間違いないと思うのですが、それについて、どういう受け止め方がなされたのか。あるいは市川市さんとしては、どういうふう to それを考えておられたのか。

特に、私ども今インフラ絡みで研究会をやっているんですけれども、他施設の場合だともっと厳しく都市計画決定が入ってくると思うんですが、その中でそれをどこでやるのかというのは、かなり大きな事業化に向けての問題だと思っております。Cさんからもご指摘いただいているんですけれども、これについて、箱物では余りそういうことがないと思っておりましたけれども、ちょっとご説明いただければ非常にありがたいと思います。

市川市 詳細は確認していませんが、市街化調整区域に建築する場合に、都市計画法第29条では、開発行為の許可申請が必要になるんですけれども、国、都道府県、地方自治体、一部事務組合などにつきましては、それが除外されております。その手続きをPFI事業についてもとることができないのか。具体的に列挙されている中に、PFI事業者も対象にできないかというのが、1つの内容でございます。

E 専門委員 銀行側からすれば、一種のリスクとは、それはとらえないと考えてよろしいわけでしょうか。

市川市 許認可は民間のリスクとして、提案を求めたので、そのリスクをのんで応募されたものと考えています。

F 専門委員 今の関連ですが、東京都さんの都市公園法のお話もあったんですが、要望として、今の話も少し似たような話ですけれども、PFI事業の場合に、だれの事業と見るかという問題が実は解決されていない問題としてあるように思います。国土交通省では、1回は都市公園法みたいなものは、PFI事業の場合は、例えば東京都の事業と見ることも可能。要するに公園管理者自身の事業と見るようなことも可能な示唆もあったのですが、交渉の途上では民間事業者の事業として、占有許可10年の縛りがかったということですよ。そこら辺は堅かったという言い方ですけれども、そういう可能性はなかったのかなと思います。

市川市の話もPFI事業をどうとらえるかという話、市そのものの事業をPFIでやると見ることができるかという話だと思うのですけれども、そういう交渉の余地は全くなかったのでしょうか。

それからもう1つ、もし本当に民間だとしても、民間で許可が必要だとすると、普通はリスク分担のときに、公共のリスクとして、その事業についてのいろいろな法令上の許可等を持ち出し、整理することが普通は多いと感じているんですが。東京都から、いかがでしょうか。

東京都 公園については、都の建設局の方が国交省に照会しましたところ、だめだということでした。また、計画通知か確認申請かという話についても、やはり多摩地域ユースプラザの場合にも八王子市とやりました。これは判断が自治体によって違うと思えますけれども、計画通知はだめだという判断を八王子市がしまして、確認申請になっています。

D 専門委員 今の市川市さんのE先生に対するお答えで、ちょっと確認ですが、そのリスクを市川市さんの場合は、民間事業者が、例えばとれるかとれないか、あるいはとれるための準備まで、全部提案時点で民間が負っているということですか。

市川市 募集の段階で、民間のリスクだということで話をしました。それと、今回はあくまでもPFI法に基づいて、手続きをしています。ですから、市がかわって、県の審査会に諮ることはできません。そういった矛盾点もあります。それは先ほどの、PFIで学校をやるときについても言えます。PFIでなければ計画通知という簡素化された形になりますが、今回はPFIですから、事業者が確認申請という形で手続きをするという形になります。

D 専門委員 そうしますと、先ほどの提案のときのとれなかったときの補てんという話も絡みますけれども、通常提案は限られた時間で、できるだけミニマムの費用で提案をまとめるということを当然事業者は考えているわけですが、その中で本当に確認がとれるところまでのスタディは現実にはなかなかできにくいと思います。それで提案をして、通った後で、次のプロセスで問題が出てきて、設計上変えたりなんかするリスクというのは、一応事業者に持つということで、今、考えていらっしゃるんですね。

市川市 募集要項を公表する前には、県の方と協議をしまして、一応こういうスキームでいきますよ。SPCという形で申請しますよ、という確認はとってあります。仮に、提案内容を市がすべて納得したとしても、提案図面を実施設計図におとすときの建築基準法や消防法等関係法令に基づく設計変更等は民間のリスクと考えています。

G 専門委員 そのケースについて、例えば、環境上の問題が出るとか、遺跡があって、1年間開発できなくなったということがあります。そのリスクまで民間にとらせるということですか。どちらかという、官側が一方的に持っているリスクですよ。

市川市 実際、下に何が埋まっているかというのは、当然その前に導入可能性調査を行いますので、その時点で、恐らく今の例であれば、出てきた場合の処置は市の方がリスクは大きくなるか、両方に丸がつくかが考えられます。それは優先交渉権者との中での話し合いという事項でもっていくというケースも想定できると思います。はなから民の方へという形では、その時点ではないと思います。

E 専門委員 東京都にお聞きしたいんですけども、さっきかなり運営中心でということ強調されましたね。運営中心のPFIを推進するよというご発言が最初にあったと思うんですが、基本的にPFIで、なぜファイナンスがいるのかといえば、施設整備を伴うサービスだからだという意味でいけば、やはり施設整備の部分に、ある程度のものがなければ、極端な例を言えば単なるアウトソーシング的になってしまうのではないかなと思うんですけども、今までの2件のご経験から、余り施設整備の方での効果は余り認められないという判断から、そういうご発言でしょうか。

東京都 都においては当然、これから公物管理なり、国交省のいろいろな抵抗みたいなものがあるかもしれませんが、道路、河川といった公共事業についても、どんどんPFIを導入したいと思っておりますし、そういった研究を進めております。

A 委員 市川市さんにお尋ねしたいんですが、先ほど学校施設の整備補助金の関係で一括でやらざるを得ないというご説明があったんですが、制度がそうなっているからということで、国とは多分交渉はなさらなかったと推測しておりますが、今、国はお金がない状態でありまして、そうすると国の方でも、もし分割払いが可能ならば、渡りに船で大喜びするのではないかという気もする。もちろん金利の分をどう見るかというのは別問題で、そんな気がするんですが、私は学校施設の整備について、よく理解していないのですが、その辺見通しとしてはどんなふうにお感じになっているのか。つまり、分割払いで国が払うということにすると、何か弊害が大きなものがあるのかないのか、その辺ちょっと教えていただきたい。

市川市 PFI法に基づくPFI事業というのは、市川市もそうですけれども、財源を平準化できる魔法の手法だという感覚でとらえていることが多い。今回の事業も、何で初期投資がこんなに多いんだと言われました。これは、BTO方式を導入したからです。学

校ですから、維持管理と運営面というのはほとんどないためB T方式でもよかったんですけども、複合施設としたのが、このB T O方式を選択した最大の理由でございます。国の補助要項、義務教育施設国庫負担金によって補助金は得られるんですけども、補助対象事業費を一括して払うことが補助金交付の条件となっています。本来P F I法は財源を平準化するというのが1つのメリットでございますから、初期投資を抑えて、15年なら15年の事業期間に分けて補助金をいただければ、それにこしたことはありません。国の国庫債務負担という制度もあるんですけども、P F I事業についても単年度手法でいくんだという解釈でございましたので、やむを得ず、補助対象事業費に見合う一時金を計上したということです。

A委員 学校施設の整備については、児童の急増期なんかには将来予測をして、最初に大きめの学校をつくる。しかし、それについてすぐ補助金がつくわけではないので、学校建設公社とか、外郭団体をつくって、そこが所有権を持って、段階的に移転し、補助金をもらうなんて策を講じたことも確かあったかと思います。そうすると、何かアイデアを出していけば、何かB T O、B O Tと分けているけれども、段階的に所有権を移していくという発想もひょっとして生まれてくるかもしれない気もするんですが、何かそういう可能性、うまい提案はありませんでしょうか。

市川市 段階的な所有権というのは、結局だれかがその間負担していかないといけない。それをP F Iでやるという手法も考えられるかもわかりません。現状、人口急増ということで何十教室も先を見込んだ中で建築しても、実際にそれだけの補助金はつかないというのが実態でございまして、本当に必要な施設部分だけしか補助金はいただけません。ですから、将来を見越した中で、P F Iで組んでみて、それで収支計算をして成り立てばいいと思いますけれども、なかなかそれも今の段階では難しいのかなと考えています。

補助金の分割というのは、今の会計法上難しいのではないかという議論も去年かなりさせていただきました。結果的に、交付金制度など別の制度の中でできるのではないか。ただ、現在の補助金縮減という流れの中であって、後年まで市町村に限らず国の方も、それがきちんと維持できるのかという財政的な問題もある。逆にそれで出ないよと言われたときに、プロファイルはもう決まっているわけですよ。そういった場合のリスクはどうするのか。市が一時的に補てんするのかとなったときに、今度はP F Iだから債務負担行為の額でもう一定だよ。それ以上に何で金を出すのって、議会の方の承認を得るのがかえって難しくなってくる。

事例的に出してしまうと、例えばもう額が決まっていた。では、そこに今回法改正で、例えばシックハウスのところで余計に費用がかかるよといったときに、それがPFIの予定外の、要は市のリスクですから、では市の予算でやってくださいと、別個予算をとってくださいといったときに、そういった難しさもPFI法の中では、また違う面ではらんでいるということです。議会の承諾をいかに得るかという、我々の努力という形にはなってきますけれども。

F 専門委員 今の話ですけれども、ですから文科省としては、財務省がそういう補助金を出せないのではないかという理解だったのですけれども、財務省も若干そういうことを認める例があるという情報はあって、ただ、ではどういうふうにしていくかというのが今後の課題という話になっているという状況だと思います。

H 専門委員 東京都さんにお伺いしたいんですが、PFI事業の導入判断基準をつくられているということですが、これはPFIと従来のいわゆる普通の公共事業と比べるとということだけでしょうか。それともPFIと例えば委託とか、PFIでないにしても、ある程度民間の活力を利用した手法がありますよね。そういうものも含めて比較しているのでしょうか。

東京都 おっしゃるように直接執行した場合の従来方式と、とりうるあらゆる民活手法すべてを比較考慮して、一番PFIがバリュー・フォー・マネーも出るし、定性的な面でもサービスが上がると、そういったことを検証して導入していくということになります。

H 専門委員 では、いろいろやっているわけですね。

A 委員 高知の病院組合さんに、全く簡単な初歩的な質問ですみません。都道府県と政令市は特例政令の適用、WTOの協定で苦労しているわけですが、この病院組合のように高知県と高知市が組んだ場合には、途端に適用がなくなるという理解でなされているわけですか。

高知県・高知市病院組合 政令を読みますと、私ども都道府県と政令指定都市が入った一部事務組合は除外されておるという規定があるように理解をしております。ただ、これを公募型プロポーザル方式でやったことにつきまして、そこに根拠を求めたという思いは余りない。ただ、政令では私どもは除外されておるという理解をしています。

A 委員 それは、意識はなさらなかったということですね。

高知県・高知市病院組合 それは、承知しておりましたし、ベースにはありましたけれども、そこに逃げ込むという形はできないのではないかとこの考え方をしておりました。

I委員 吉岡次長にお伺いさせていただきたいんですが、今、運営型で病院が走ってあって、選定を終わりました。選定を終わった後で、先ほどのお話の中で、例えばこの資料を拝見しますと、一番最後のページの5の(2)のところだと思うんですけども、各業務実施に向けた取り組みをやっておられる。モニタリングの実施計画をつくっておられる。恐らくさぞやご苦労なさっておられると思うんですけども、現状のご苦労を踏まえた上で、事業者の選定のときに、こういう工夫をしておけばよかったとか、あのときにこうやっておけば、こういう基準を設けておけばよかったとか、そういう反省点は何かございますでしょうか。

高知県・高知市病院組合 S P Cに責任転嫁するとか、悪口を言うつもりは毛頭ないんですけども、もう少しマネジメント力があるのではないかと思います。例えば政令8業務につきましての事業のやり方などを基本計画に則って調査整理していく中で、S P Cが例えば清掃なり検査なりの業務を行おうとする企業を代弁したり、あるいは個々の業務をやる協力企業というのは限りなく従来仕様のイメージで来ていますので、そこにS P CとしてP F Iの手法のすき間を埋めながら、長期包括にこの業務を要求水準を満たしながらやっていくということ、マネジメントする力ということを求めているわけです。

観念的にS P Cもそれは理解しておるんですけども、いかんせん、余りにも各業務の病院における実施のあり方というのを、S P Cが知らなさ過ぎることが、これは正直言いまして、事業者選定の段階ではなかなか提案書の中ではわかりませんので、提案書はやはりそれなりに性能発注ということからすると、かなり総論的になっておっただろうということからしますと、S P Cが当該業務に対するマネジメントをどういう形で具体的にやっていくことができるのかということ、もう少し詳細に聞いていくということ、例えば経験を求めるとか、こういったところをイメージしておるとかいうところを求める必要があったということは少し感じております。

I委員 その点で追加の質問ですけども、前のページ4のところ、通常の業務内容を見ますと、アの施設整備であり、イのファシリティマネジメント、大体これぐらいなものですから、この辺であればP F I事業といっても、そう見積もりが狂わないという気はしておるんです。

今、吉岡次長おっしゃったのが、ウやエに関してで、はじめ選定段階で考えておられたほどの能力がなかったとおっしゃっておられるわけですが、そうすると当然、金額の見積もりのところで狂いが出ないかというのが、実は一番大きな心配なわけです。東京都さん

が、先程おっしゃっておられた三方一両得ですか、ああいう形で民間事業者がもうかる形が、ある程度確保されていなければ、高知県の場合のような長期的な事業では、なかなか辛かろうかなという気が正直なところするんですが、現在ウヤエのところ、事業者と当たっておられて、どんなものでしょうか。ちゃんと価格の面での初期設定がずれずにやれそうな感じですか。

高知県・高知市病院組合 契約額自体はもう、ある意味、所与のものとして上限というイメージでとらえています。そういうことからしますと、提案のあった価格の中で、例えばこの業務については非常に厳しいであるとかいう話は、現在のところは聞いておりません。

ただ、医療関連ではなく、その他の業務の中で、例えば食堂などにつきまして、今、事業者の募集をしておる段階ですけれども、少し自信がないと言っているところはございますけれども、これは独立採算ですので、あとの部分については、当初想定しておる核となる事業者について、改めて契約額の交渉をしなければならないというイメージは、私どももSPCもございません。

山内部会長 まだまだ伺いたい点があろうかと思えますけれども、予定の時間となっておりますので、この辺でヒアリングにつきましては終了させていただこうと思えます。

東京都、市川市、それから高知県・高知市病院組合の方々には、ご多忙中のところをご出席いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは続きまして、先日の第1回総合部会における委員の皆様からのご意見も踏まえまして、私の方から今後の総合部会の検討の進め方につきましてご説明をさせていただこうと思っております。

前回の部会におきまして、民間事業者など幅広く意見を聴取すべきであるということ、それから共通認識を持つための基礎的な情報について整理が必要であると、こういったご意見があったと考えております。

これらを踏まえまして、次回の第3回総合部会におきましては、日本経団連等の民間事業者からヒアリングを行なうほか、ファイナンスの立場としまして川村専門委員、保険の立場としまして卯辰専門委員からご意見をいただきたいと思っております。

また、ホームページを活用して、PFIの実務に関わられている関係者や研究者等、広く国民から現状のPFIに関わる問題点や課題について意見を募集したいと思っております。

2点目に、全国の都道府県や市町村に対し、PFI事業にかかわる考え方やニーズ、そ

れから P F I の取り組み状況、国の支援施策への要望などにつきましてアンケート調査を行うということにしております。

それから 3 点目として、関係省庁所管の公共施設等の管理に関しまして、現行の公物管理法等で、P F I 事業者が事業を行い得る範囲について、規制改革の推進に関する第 3 次提言にこれが盛り込まれているほか、委員の方々もこの点に関しまして、非常に広いご関心をお持ちと判断いたしましたので、この点につきましては総合部会として調査を行いたいと考えております。また、地方公共団体が P F I 事業を実施する際の国の補助金等の適用状況についても調査を行いたいと考えております。

これらの調査結果等につきましては、今後の部会において事務局からご報告をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それからさらに、委員の皆様方から広く意見を賜りまして、それを部会において若干、議論していただくご意見を披露していただくような機会を設けたいと思っておりますが、いかがでございましょうか。よろしゅうございますでしょうか。

ということで、今後この総合部会を進めていきたいと考えております。具体的なスケジュール等につきましては、事務局の方からご説明を願いたいと思います。

事務局 それでは事務局から具体的なスケジュールなどについてご説明申し上げます。

まず第 1 に広く国民の皆様方からの意見募集ということにつきましては、2 月に募集を行いまして、3 月にいただいた意見を報告する予定でございます。

2 点目の地方公共団体へのアンケートにつきましては、2 月後半に取りまとめまして、3 月に報告をさせていただく予定でございます。

3 番目の各省所管の公共施設等については、P F I 事業者が事業を行い得る範囲について、事務局より関係省庁に対して調査依頼を行いたいと考えております。また、国庫補助金の適用状況についても同様に関係省庁に対し、調査依頼を行いたいと考えております。

それから、委員の皆様方からの意見発表や意見交換の機会につきましては、第 4 回総合部会で行ってはどうかと考えております。できるだけ広く皆様のご意見を伺って、効率的に議論を進めていくために、あらかじめレジュメや資料の提出について、事務局からお願いをさせていただければと考えております。

なお、4 回目の総合部会の日程調整については、後日事務局よりご連絡申し上げます。

以上でございます。

山内部会長 ただいま説明しました今後の進め方について、何かご質問等ございますで

しょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは今後の進め方につきましては、先ほどご説明しましたような段取りで行いたいと思っております。

最後に事務局から連絡があれば。

事務局 次回、第3回総合部会の日程についてでございますが、2月13日金曜日の10時から開催したいと考えております。後日事務局から開催案内を送らせていただきますので、よろしく願いいたします。

山内部会長 ありがとうございました。

それでは今日の会議はこれにて終了させていただきます。どうも最後までありがとうございました。